

資料1【参考】過去に被害をもたらした主な水害

年月日	災害名	主な被災地	被害家屋数(棟)
S.20. 9.17 ~ 9.18	枕崎台風	西日本(特に広島県)	363,727 棟
S.22. 9.14 ~ 9.15	カスリーン台風	東海以北	394,041 棟
S.23. 9.15 ~ 9.17	アイオン台風	四国～東北(特に岩手県)	138,052 棟
S.25. 9. 2 ~ 9. 4	ジェーン台風	四国以北(特に大阪府)	222,736 棟
S.26.10.13 ~ 10.15	ルース台風	全国(特に山口県)	359,391 棟
S.28. 6.25 ~ 6.29	大雨(前線)	九州、四国、中国(特に北九州)	489,298 棟
S.28. 7.16 ~ 7.24	南紀豪雨	東北以西(特に和歌山県)	97,368 棟
S.29. 9.25 ~ 9.27	洞爺丸台風	全国(特に北海道、四国)	311,075 棟
S.32. 7.25 ~ 7.28	諫早豪雨	九州(特に諫早周辺)	79,376 棟
S.33. 9.26 ~ 9.28	狩野川台風	近畿以東	538,458 棟
S.34. 9.26 ~ 9.27	伊勢湾台風	全国(九州を除く、特に愛知県)	1,197,576 棟
S.40. 9.10 ~ 9.18	台風第23, 24, 25号	全国(特に徳島県、兵庫県、福井県)	372,987 棟
S.41. 9.23 ~ 9.25	台風第24, 26号	中部、関東(特に静岡県、山梨県)	126,767 棟
S.42. 7月 ~ 8月	7, 8月豪雨	中部以西、東北南部	377,219 棟
S.47. 7. 3 ~ 7.15	台風第6, 7, 9号及び7月豪雨	全国(特に北九州、島根県、広島県)	199,030 棟
S.51. 9. 8 ~ 9.14	台風第17号及び9月豪雨	全国(特に香川県、岡山県)	453,510 棟
S.54.10.17 ~ 10.20	台風第20号	全国(特に東海、関東、東北)	44,973 棟
S.57. 7月 ~ 8月	7, 8月豪雨及び台風第10号	全国(特に長崎県、熊本県、三重県)	172,230 棟
S.58. 7.20 ~ 7.29	梅雨前線豪雨	山陰以東(特に島根)	20,810 棟
H.元. 8.31 ~ 9.16	大雨(前線)	全国	71,517 棟
H. 3. 9.25 ~ 9.28	台風第19号	全国	193,412 棟
H. 5. 7.31 ~ 8. 7	平成5年8月豪雨	全国	22,811 棟
H. 7. 6.30 ~ 7.22	梅雨前線豪雨	関東以西	18,824 棟
H.10. 8.26 ~ 8.31	平成10年8月末豪雨	福島県、栃木県、茨城県	14,413 棟
H.10. 9.20 ~ 9.23	台風第7号、第8号、豪雨	近畿、中部	29,857 棟
H.10.10.17 ~ 10.18	台風第10号	中国	13,318 棟
H.11. 6.23 ~ 7. 3	梅雨前線豪雨	全国(特に西日本)	13,068 棟
H.11. 9.21 ~ 9.25	台風第18号	全国(特に九州)	83,436 棟
H.12. 9.11 ~ 9.12	東海豪雨等秋雨前線と台風第14号による大雨	全国(特に東海地方)	70,626 棟
H.13. 8.20 ~ 8.23	台風第11号	全国(特に西日本)	741 棟
H.13. 9. 8 ~ 9.12	台風第15号	全国(特に東日本)	1,000 棟
H.14. 7. 9 ~ 7.11	台風第6号	全国(特に東北)	10,417 棟
H.14.10. 1 ~ 10. 2	台風第21号	北海道、東北、関東、中部	4,960 棟
H.15. 7.18 ~ 7.21	7月梅雨前線豪雨	九州(特に福岡県)	8,014 棟
H.16. 7.12 ~ 7.13	新潟・福島豪雨	新潟県、福島県	13,875 棟
H.16. 7.17 ~ 7.18	福井豪雨	福井県	14,156 棟
H.16. 7.31 ~ 8. 5	台風第10, 11号及び関連する大雨	四国	2,730 棟
H.16. 8.19 ~ 8.20	台風第15号、豪雨及び関連する大雨	四国	3,286 棟
H.16. 8.29 ~ 8.30	台風第16号	兵庫県、四国、九州	53,727 棟
H.16. 9. 7 ~ 9. 8	台風第18号	全国(特に山口県、広島県、北海道)	51,500 棟
H.16. 9.29 ~ 9.30	台風第21号	全国(特に三重県、愛媛県)	21,969 棟
H.16.10. 9 ~ 10.10	台風第22号	東日本(特に静岡県)	11,976 棟
H.16.10.20 ~ 10.21	台風第23号	全国(特に近畿、四国)	75,056 棟

資料2 【参考】環境省防災業務計画（抜粋）

第3編 風水害、火山災害その他の災害対策

3. 災害復旧・復興等

(3) 復旧・復興における環境配慮の確保

災害からの復旧・復興に当たっては、環境保全への配慮が重要であることから、被災した工場・事業場等の再稼働時に有害物質や油等の漏えいによる汚染等の被害が発生しないよう適切な措置を講じるとともに、災害で生じた廃棄物、汚水等、がれき処理による環境汚染の未然防止のための必要な措置を講じるよう、地方公共団体に対して助言及び指導するものとする。

その際、石綿対策については、一般環境への影響を最小限にする観点から、関係機関との調整の実施を検討する。

また、必要に応じ、大規模公共事業に係る環境影響評価を実施する。

さらに、緑地や公園の整備、低層密度市街地や住工混在地区の改善等環境保全の考え方を取り込んだ街づくりが確保されるよう、地方公共団体の復興計画に協力するとともに、関係省庁へも働きかけることとする。

なお、火山災害、雪害等災害の規模、態様等に応じ、本編の規定は適宜類推して適用されるものとする。

第4編 地域防災計画の作成の基準となるべき事項

地域防災会議又はその協議会は、環境省及び地方公共団体のそれぞれが、法令又は防災計画の定めるところにより行う防災に関する事務が有機的かつ一体的に遂行されることとなるように、前編までに定めるもののほか、次の事項について計画を整備するものとする。

1. 災害予防

- (1) 環境関連公共施設の災害に対する安全性を確保するための点検、防災対策の推進等に関する事項
- (2) 都市の防災構造化における環境配慮に関する事項
- (3) 油等の大量流出及び有害物質や油等の漏洩による災害の予防に必要な施設及び設備の整備並びに災害防止に関する事項
- (4) 環境モニタリング用資機材の整備に関する事項
- (5) 支援機材の提供等に係る他機関との相互応援に関する事項

2. 災害応急対策

- (1) 公害病認定患者に対する医療活動が迅速かつ適切に実施されるよう活動の組織、方法及び関係機関との協力体制の確立等に関する事項
- (2) 災害時における廃棄物処理に関する事項
- (3) 環境関連公共施設の応急復旧のための手続、方法等に関する事項
- (4) 有害物質や油等の漏洩等を防止するために行う、施設の点検、応急措置、関係機関の連絡、環境モニタリング等に関する事項
- (5) 油等の大量流出による防除資材等の配備状況の把握、防除資材等の整備及び運用、

防除活動の協力体制等に関する事項

(6) 公害病認定患者の相談機能の充実に関する事項

3. 災害復旧・復興対策

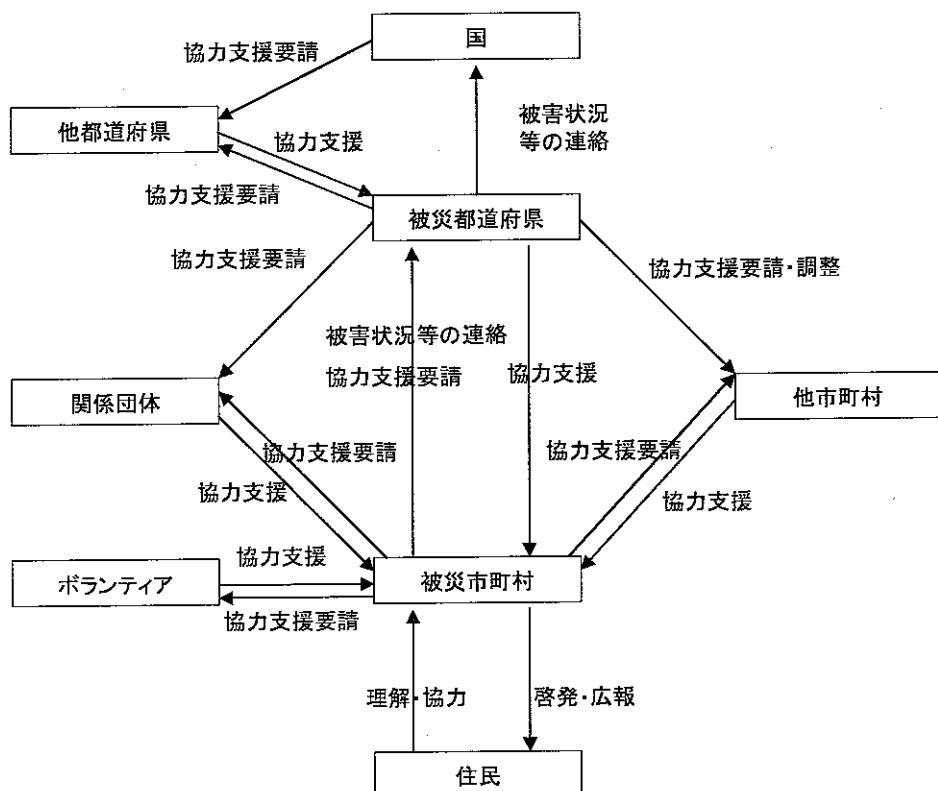
防災まちづくり等において環境保全への配慮を行うこと

資料3【事例】水害による施設の被害事例

平成16年台風第23号における廃棄物処理施設の主な被災状況

都道府県	設置主体	被災施設	被害の状況	稼働停止日数
岐阜県	飛驒衛生施設利用組合	し尿処理施設	揚水ポンプや電気制御板が浸水により故障	2日間
京都府	宮津市	し尿処理施設	処理水の放流管等が破損	4日間
兵庫県	豊岡市	コミュニティ・プラント	処理棟の屋根が破損、処理槽が水没し稼働停止	2日間
兵庫県	北但行政事務組合	最終処分場	処分場内の遮水シート破損	2日間
兵庫県	北但行政事務組合	し尿処理施設	施設全体が水没し、稼働停止	15日間
岡山県	玉野市	最終処分場	処分場内の遮水シート破損	93日間

資料4【参考】各機関の連携例



資料5 【事例】

水害廃棄物処理の協力体制の例（平成12年東海豪雨における名古屋南5区の場合）

月日	項目	県	市町村（協議会）	その他
9月11日～12日	東海豪雨発生			
9月15日	災害廃棄物処理協議会設立	・主導	・被災2市7町による名古屋港南5区災害廃棄物処理協議会設立	
9月16日	一次保管場所の指定	・名古屋港南5区第Ⅱ工区を一次保管場所に指定		
9月16日～30日	水害廃棄物の収集・運搬・搬入	・主導	・2市7町による収集・運搬・搬入の実施（合計38,253t）	
10月	保管	・主導	・二次公害、火災、悪臭等の防止への対応	
	分別・破碎委託工事の設計～入札		・設計はコンサルタントへ委託 ・設計審査、予定価格決定、指名競争入札業者指名実施 ・建設業法に基づく見積期間が必要	・請負会社にて設計実施
11月7日	分別・破碎委託工事契約		・関係市町連名で契約	
12月5日～	分別・破碎	・主導	・12/5粗分別開始、12/8破碎開始	・請負会社にて分別・破碎実施
12月11日	搬出・運搬委託契約		・関係市町連名で契約 ・災害廃棄物処理事業費補助金の査定	
12月14日～	搬出・運搬	・主導	・12/14搬出開始	・請負会社にて搬出・運搬実施
	焼却・埋立処分		・県内市町村・一部事務組合援助 ・民間業者処理委託	・県内市町村・一部事務組合、及び請負の民間事業者にて処理
4月10日	南5区での処理終了		・5/31協議会解散	

資料6 【参考】周辺市町村及び都道府県への協力支援の要請項目の例

協力支援要請項目	
し尿	し尿収集車両
	し尿収集人員
	し尿処理施設
粗大ごみ等	粗大ごみ等の排出用機材、積込積替用機材
	粗大ごみ等の収集車両
	粗大ごみ等の収集人員
	粗大ごみ等の処理施設、リサイクル施設
仮置場	仮置場の設置
	仮置場における再搬出用機材・人員

資料7 【事例】地方公共団体間における災害時の相互応援に関する協定例

○愛知県内の市町村の協定例

一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書（抄）

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)が実施する一般廃棄物処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、市町村等の間に相互応援についての必要な事項を定めることにより、一般廃棄物の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、災害時のし尿及びごみ処理業務に関し、市町村等の相互間において締結するものとする。

(相互応援の範囲)

第3条 この協定における相互応援は、災害の発生に起因して、し尿又はごみの収集・運搬に支障が生じたとき、一般廃棄物処理施設の損傷によりし尿又はごみ処理が不能となつたとき、あるいは当該処理施設の処理能力を著しく超えるし尿又はごみが発生したとき等で、応援を要請する市町村等(以下「要請市町村等」という。)と要請市町村等からの要請を受け応援を実施する市町村等(以下「応援市町村等」という。)の合意が整ったときに限るものとする。

(応援要請等)

第4条 この協定に基づく応援の要請は、要請市町村等の長が応援市町村等の長に対し行うものとする。

2 前項に既定する応援の要請は、次の事項をできるだけ明確にし、とりあえず電話等によりを行い、後に、速やかに文書で行うものとする。

- (1)災害の発生日時、場所、災害の状況
- (2)必要とする業務の内容及び処理量の見込み
- (3)必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4)応援の場所及び期間
- (5)連絡責任
- (6)その他必要事項

- 3 応援の要請は、要請市町村等の長が、第一次的には近隣の市町村等又は別表に掲げる同一ブロックの市町村等の長に対し行い、更に必要がある場合には、別のブロックの市町村等の長に対し行うものとする。
- 4 市町村等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請するものとする。

(応援の責務)

- 第5条 応援の要請を受けた市町村等の長は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。
- 2 応援の要請を受けた市町村等の長は、前条の応援の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。

(経費の負担)

- 第6条 応援に要する経費は、原則として要請市町村等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

- 第7条 市町村等は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

- 第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証明するため、本書115通を作成し協定市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成8年3月12日

○三重県及び三重県内の市町村の協定例

三重県災害等廃棄物処理応援協定書（抄）

(目的)

- 第1条 この協定は、災害等の発生時に三重県（以下「県」という。）、三重県内の市町

村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、ごみ、し尿等一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について必要な事項を定める。

（定義）

- 第2条 この協定において「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）並びに市町村等が設置する一般廃棄物処理施設等の事故等又はその他応援を要すると認められる事故等をいう。
- 2 この協定において「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- 3 この協定における「応援」とは、次に掲げる行為をいう。
- (1) 一般廃棄物の処理に必要な施設、機材、物資等の提供及び斡旋
 - (2) 一般廃棄物の処理に必要な職員の派遣及び処理業者の斡旋
 - (3) 前2号に定めるもののほか、一般廃棄物の処理に関し必要な事項
- 4 この協定において「応援要請市町村」とは、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、他の市町村等に応援の要請を行う市町村等をいう。
- 5 この協定において「応援市町村」とは、応援要請市町村からの応援要請を受託し、応援を行う市町村等をいう。
- 6 この協定において「ブロック」とは、別表に掲げる市町村等で構成する区域とする。

（広域応援体制の組織）

- 第3条 災害等の発生時に迅速かつ適切な一般廃棄物の処理を実施するため、県内を9ブロックに分け、各ブロックに幹事市を置く。
- 2 災害等の状況から市町村等での一般廃棄物処理が困難で、他市町村等からの応援が必要となった段階から、広域応援体制として三重県災害等廃棄物処理対策本部（以下「本部」という。）を県庁に、三重県災害等廃棄物処理現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を被災市町村等の属するブロックの幹事市を所管する県民局に設置し、相互に協力する。
- なお、災害等が局所的で本部及び現地連絡本部の設置が必要ないと判断される場合には、本部及び現地連絡本部は設置しないものとする。
- 3 三重県地域防災計画で規定する三重県災害対策本部が設置されたときは、本部はそれに包括される。また、三重県地域防災計画で規定する地方災害対策部が設置されたときは、現地連絡本部はそれに包括される。

（本部）

- 第4条 本部には本部長及び副本部長を置き、本部長は三重県環境森林部長を、副本部長は環境森林部資源循環室長をもって充てる。
- 2 本部長は本部を統括し、副本部長はこれを補佐する。
- 3 本部の構成員は本部長が指名する者をもって構成する。

(現地連絡本部)

- 第5条 現地連絡本部長は、本部長が指名する。
- 2 現地連絡本部長は、現地連絡本部を統括する。
 - 3 現地連絡本部は現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

(応援要請)

第6条 災害等により一般廃棄物の適切な処理が困難となった場合、応援要請市町村は県へ応援の調整を要請し、県は応援要請市町村における災害等の発生状況や応援要請内容を踏まえ、応援要請市町村の属するブロックの幹事市と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町村等へ応援を要請する。

なお、応援要請市町村が直接近隣の市町村等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

- 2 応援要請市町村の属するブロック内の応援で適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市と調整し、他ブロックの市町村等へ応援を要請する。
- 3 県内のブロック間の応援では適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他県へ応援を要請し調整を図る。
- 4 応援市町村は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。
- 5 直接一般廃棄物の処理を行わず、民間業者等への委託又は許可により処理を実施している市町村等においては、応援要請市町村と民間業者間の斡旋等の仲介を行うことにより、応援が円滑に実施できるようにするものとする。
- 6 応援要請は、次の条項ができるだけ明確にし、災害等において使用可能な伝達手段により行い、県への応援調整要請を応援調整要請書（様式第1号）により、又、応援市町村への応援要請を応援要請書（様式第2号）により速やかに行うものとする。
 - (1) 災害の発生日時、場所、災害の状況
 - (2) 必要とする業務の内容、施設及び処理量の見込み
 - (3) 必要とする人員、物資、車両、資機材等の品名及び数量
 - (4) 応援要請の場所及び期間
 - (5) 連絡責任者
 - (6) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費は、原則として応援要請市町村がこれを負担するものとし、支払い方法等については応援要請市町村、応援市町村の双方で協議し、決定するものとする。

- 2 応援要請市町村が負担すべき経費のうち、応援市町村の処理に要する経費については、その内容を考慮し、市町村等及び県で協議のうえ取り決めるものとする。
- 3 応援市町村の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づく応援等を妨げるものではない。

(民間業者への協力要請)

第9条 県及び市町村等は、この協定に基づく応援を迅速に行うため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

(県の組織変更に伴う措置)

第10条 県組織の変更が生じた場合、この協定書の第4条に規定する本部長は変更後の組織の廃棄物を所管する部の長を、又、副本部長は変更後の組織で環境森林部資源循環室長と同等の役職の職員を充てるものとする。

(市町村等の組織変更に伴う措置)

第11条 この協定を締結した市町村等が市町村合併等により新たな市町村等を構成する場合には、新たに構成する市町村等はこの協定を承継したものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議して定めるものとする。

(実施期日)

第13条 この協定は平成16年10月29日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書80通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年10月29日

○福岡県内の市町村の協定例

災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定（抄）

(目的)

第1条 この協定は、福岡県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、福岡県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、

次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により福岡県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成17年4月26日から施行する。
- 2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

資料8【参考】関係団体等への協力支援の要請項目と要請先の例

要請先	協力支援要請項目
レンタル業者、建設機械リース業協会等	<ul style="list-style-type: none">・粗大ごみ等の排出用機材、積込積替用機材・仮置場の積み込み用機材、整地用機材・人員
浄化槽清掃業者、し尿収集運搬業者	<ul style="list-style-type: none">・し尿収集車輌・し尿収集人員
一般廃棄物・産業廃棄物関係団体	<ul style="list-style-type: none">・粗大ごみ等収集車輌、収集人員・仮置場再搬出用機材・人員・仮置場緊急処理施設(破碎、焼却)
土地所有者又は管理者	<ul style="list-style-type: none">・仮置場設置